

奈良工業高等専門学校留学生規程

昭和62年1月29日制定

平成29年2月9日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(入学)

第2条 留学生は、学則第50条の規定に基づき、選考のうえ相当学年に入学させるものとする。

(教育課程)

第3条 留学生に係る教育課程は、入学した学年に適用する学則第12条第3項別表第1に定める授業科目及び特別活動により編成するものとする。ただし、次に掲げる授業科目は、履修免除することができるものとする。

授業科目	単位数	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
国語Ⅲ	2	2			
国語表現法	2		2		
人文科学特論	2			2	
社会科学特論	2			2	
政治・経済	2	2			
歴史Ⅱ	2	2			
現代社会と法	2			2	

2 留学生の日本語の基礎学力を養うため、次の留学生科目を開設し、必修科目とする。

授業科目	単位数	学年別配当			備考
		3年	4年	5年	
留学生の日本語	2	2			

3 留学生の専門科目の基礎学力を養うために、留学生特別授業を開設し、単位認定をすることができるものとする。ただし、単位認定された授業科目の評語は「認定」とし、学則第12条に定める全課程の修了の認定に必要な単位数には含まないものとする。

4 留学生特別授業の科目名、授業内容、単位数については、当該学科で協議のうえ決定するものとする。

5 前四項によるものの他、特別な教育課程を編成する場合は、グローバル教育センター運営委員会で検討ののち、校長が決定するものとする。

(授業料等)

第4条 留学生のうち、国費留学生については、学則第18条第3項、第41条、第42条及び第43条に規定する入学料、検定料及び授業料を徴収しないものとする。

(留学生の受入れ)

第5条 留学生の受入れ及びその他必要な事項はグローバル教育センター運営委員会で審議するものとする。

(留学生指導教員)

第6条 留学生に対する学習及び生活の指導を行うため、留学生指導教員(以下「指導教員」という。)を置くものとする。

2 指導教員は、留学生が在籍する学科の教員の中から留学生1名につき1名を、当該学科主任の推薦により、校長が委嘱するものとする。

3 指導教員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(留学生相談員)

第7条 留学生の学習及び生活上の助言を行うため、留学生相談員(以下「相談員」という。)を置くものとする。

2 相談員の実施に関する細目は、別に定める。

(住居)

第8条 留学生は、原則として本校学寮に居住するものとする。

(事務処理)

第9条 留学生に関する事務は、学生課が行うものとする。

附 則

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校外国人留学生教育実施要項は廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月13日)

この規程は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月10日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月9日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。